

## 税制改正が影響する年末調整等

各省庁から平成 30 年度の税制改正要望も公表され年末に向けた動きになってきました。国税庁からは「平成 29 年分 年末調整のしかた」等が公開されています。年末調整の流れは例年と変わりませんが、平成 30 年度から適用される「配偶者控除額及び配偶者特別控除額」の改正についての対応に留意する必要があります。

### 配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正（平成 30 年分から）

居住者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用ができなくなります。また配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下に改正されます。これらの影響で毎月の源泉所得税額の計算において扶養親族等の数の計算方法が変更されます。

甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することになります。また同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

### 配偶者に係る扶養親族等の数の数え方

		居住者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与等の収入金額）			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

**源泉控除対象配偶者とは**、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限る）と生計を一にする**配偶者**で合計所得金額が 85 万円以下である人をいう。

**同一生計配偶者とは**、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいう。

上記の改正により従業員から提出を受ける平成 30 年分の各種書類については書式の変更がされています。

源泉控除対象配偶者や同一生計配偶者という概念が新しく設けられましたのでご留意ください。

### 医療費控除の領収書の添付が不要（平成 29 年分から）となる。

確定申告書の提出により適用を受ける医療費控除ですが、平成 29 年分から領収書の添付に代えて「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

医療費の領収書は自宅で5年間の保存義務がありますので、ご留意ください。

#### 『明細書の記載内容』

##### ①医療費通知に関する事項

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付することで「医療費控除の明細書」に合計金額を記載する。

##### ②医療費（①以外）の明細

医療を受けた人・病院等の支払先ごとに医療費を合計して作成します。

平成 31 年分までは従前とおりの「医療費の領収書の添付又は提示」によることも可能です。